

(第一類 第八号)

第一回國會議院

農林水產委員會議錄第二十七號

四八九

組合連合会長理事吉野耕造) (第四八八号)
災害耕地復旧に対する国庫補助金の交付促進に関する陳情書 (福井県農村議会議長梅野佐平次)(第四九四号)
森林雪害に対する補償制度確立に関する陳情書 (福井県議会議長寺田常吉)(第五二七号)
を本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

家畜取引法案 (内閣提出第九二号)
(参議院送付)
漁港法の一部を改正する法律案 (内閣提出第九〇号)(参議院送付)
森林開発公団法案 (内閣提出第一四五号)

農林水産業の基本施策に関する件

○村松委員長 これより会議を開きます。

農林水産業の基本問題について質疑を続けます。中村時雄君。

○中村(時)委員 先般来に引き続々競馬の問題に入る以前に、一、二点ちょっと重要な緊急の問題を御質問したいと思うのであります。

実は政府が本年度砂糖において百四十万トンの輸入計画を発表された。それをよく見ますと、大体フィリピンが五万トン、台湾が三十三万トン、ジャワが二十万トン、ブラジルが六万トン、計六十一万トン。これは現在通商協定を結んでいる地域であります。で残り

の方がオープン・アカウントといたしまして、大体五十三万トンはキューべー、ハイチ、ドミニカ、ペルー、そのうちの八割までは大体キューべー糖であります。ですが、これらの問題に關して、一昨々年度から現在に至る糖価の状態あるいはその高低の問題、これは非常に変化を来たしておるのであります。ましては、諸外国におきましてはほとんど平均指數が出ておる。ほとんど動搖がない。にもかかわらず日本におきましては、最高斤当り百円近くから最低七十五、六円、現在七十二、三円していますが、そういう状態の変動が非常に激しい。これはどこに原因しているかというと、まず第一点に非常に輸入数量が少い。さらにはその施策の方針が、業者におどかされたのかどうか知りませんけれども、非常にこま切れ発表をやってみると、あるいはまた期間的に作成的に、おそらくこれは公取の問題にかかるであろうと思うようなカルテル、そういうものまで結んでいいのではないかという推察を行われるのであります。こういう際におきまして、一つの方法としてのとの取り上げ方は、数量を本年度は百十四万トンくらいな予定は立てていらっしゃるようですから、この点で私は遺憾ないのじゃないかと思っている。さらに次いでもう一点の問題は、こま切れ発表じゃなくして、大きく二半期に分けるとか年間に分けるとか、そういう大きな手を打つことが第二点、第三点は、

今申しました通商協定を結んでいたる以外の地域は、少くとも A-A 制にしていくて、以前に返していくくという方法が糖価安定の最も根拠になるだろうと思う。そういう意味において農林大臣の考え方を率直にお伺いしたい。そのほかいろいろな問題がありますけれども、これは法案も提出されることでありますから、そのときにおいていろいろお話を聞いてみたいくつも思っておりますが、まずとりあえずその点に関して……。

○河野国務大臣 ごもっともなお話でございまして、私も大体同様に考えておるのでございます。実は両三日前、会議におきまして、今中村さんのおしゃったお話をと同様なことを私も主張したわけでござります。政府といいましては、直ちにこれを実施することとは、いろいろの点でござりますので、その点についてはすみやかに案を具して、そうしてどういう品目は自由制にできるかということをやって、いきたいい。その中にはもちろん砂糖を入れてあるわけでございます。大豆、砂糖、その他農林関係以外の物資、たとえば鉄のようなものにつきましても、何とか自由制にしようじゃないかといふことで、した場合にどういう影響があるか、した場合にそれがどういうふうになつていいだらうかと、どうよろななどを検討いたしまして、すみやかに結論を得ることにする、すみやかに結論を出すということを条件で私は賛成しておりますから、必ずやある程度御趣

旨に沿うような結論が遠からざる将来に出る、どういうふうに私は期待しておる。

○中村(時)委員　もう一点だけお尋ねしたいのは、なぜ私がこういふことを

臣に、本年度キューバ糖二十五万トンの輸入が、発表されずして内面的に

行が本一からよいことを御警告いた
はずであります。本年度また百十四
万トンのきまらないうちに、本年の二

月ごとに、はやくに貸付とかいろいろな方法でその行動が現われておるのあります。しかも通産省はそれを各

工業会なりあるいはその他の関係業者に対して内示をしております。そうしてこれをおもてに委員会において発表されたた

めにびっくりいたしまして、再びごとに先般来操作を続けておる。そうして

十五万トン発表したわけです。二十五万トン発表したためにはどういう結果が出ていたか、三二二

なんか今まで八ドルないし八十五ドルくらいで入つておつたものが、現在

日本国外にかゝることのないように発表の仕方、時期というものをよほど慎重に取り上げないと、この価値

格構成に応じまして、諸外国の高麗と
いうことが考えられる、そういう意味
において、これは御忠告でありますか、

十分注意をしていただきたい。また技術者の問題であるとかそのほかの二、三の問題に関しては後ほどお話をしさせ

いと思つております。

動き方をしていらっしゃるのか私は知りませんが、御存じのようにコカコ一

ラ・エキスポート・ロー・ボレー・シヨンによつて、今まで軍用品として納められておつた。それが非常に縮小されまして、その結果今度は一般市販としている運動、動き方があつたわけなのです。どういう内容であるか私は知りませんけれども、これがもし認められるならば、国内における果樹栽培者は非常に大きな打撃をこうむるわけですね。その内容なりいろいろな経過なりといふものは一応省くといたしまして、こういう外資資本に基いた特に幹力なるコカコーラの会社のようなものに、日本の果汁、そういう製品がややと芽をあきかけて努力をしようといふやさきに、どういう姿で入られてきた場合には、非常に大きな打撃を受けるはずなのです。こういう意味から河野農林大臣の見解を一点お聞きしておきたい〇河野農務大臣　ただいまお話しにござりました国内産の果汁の問題につきましては、昨年來いろいろ問題がありましたことは御承知の通りであります。

すので、私といたしましても、これまた
一々取り上げて、これがどうとそれがど
うと、どうとはなかなかいきにくく、
いうふうなふうに考えますので、長く
問題案になつておるのでありますけれども、
ども、それを直ちに決定して、コカコ
ラの輸入よからうといふようなことを
いたそとは考えておりません。おまけに、
りませんが、いずれにいたしまして、
水の問題と果汁の問題、これらは全面
的に検討いたしまして、そして国民全
体の納得のいくような取扱いをしなければ
いけぬ、こういふふうに考えてお
りまして、今お話しになりましたコカ
コラを、今すぐにきめてどうするよ
ういうふうなことは考えていないわけで
ござります。

たは現在農林大臣をしていらつしゃる。しかもその指揮下に中央競馬会といふものがある。その中央競馬会に対して、あなたがトロッター協会からの申請によってトロッターの馬を輸入されている場合、あなたはトロッター協会の会員ではないと私は思う。しかるにこのトロッター協会を利用して、会員でもないあなたが実需者であるところのトロッター協会に割り当てられた余額を利用し、結果において利用し、そうしてあなたが競馬の馬を買って帰られた。そのことに対して、あなた自身は、これがほんとうに正しかつたと想うか、あるいは――結果において私は言つておるのですが、あなたの政治良心はどういうお考えを持っておるか、私は不可解なので、この点をはつきりと御明言されたいと思ひます。

り行きをそのまま妥当のものと考えておられた点に間違いがありませんが、誤解を招く点があつたということでござりますから、そういうふうにして善処したいと考えております。この点について深く遺憾の意を表する次第であります。

○中村(時)委員 もう一点は、先般種馬が問答になつたのであります。その結論をつけたいと思います。といふのは、今まで種馬として輸入されておる牝馬には子供をはらんだものが多いのであります。しかもあなたは種馬になる馬だとおっしゃるけれども、競走馬として、今持つていらっしゃるのは三才馬かといえど、なかなかそうはないかね。やはり地方の草競馬に回す場合もあるでしょうし、いろんな問題がある。だから実際の観点としては、競走馬としての能力を持つた考え方を持つていらっしゃる。しかもそういうような馬であれば、十分能力の検定をした結果やらすのだったとおっしゃるけれども、すでにあなたの馬はアメリカにおいて早くも賞金さえ得ているような優秀な馬なんです。そういうようなものを何でもう一度合理的にそういうことをさせることをせず、あなた自身は、私どもとしましては、ほんとうの農林行政に専心してもらつて、そういうふうな点には十分注意をされて、なお自重の上に立つてやられんことを希望する上において、あなたの最後の見解を聞いてお

きたいと思います。

○河野国務大臣 大だいま申し上げましたように、私は善処するつもりであります。しかし今のお話でございますが、こういうことを申し上げてどうかと思ひますけれども、アメリカの競馬場と日本の競馬場は競馬場の構造が違いまして、従来の記録等も実は比較ができないでございます。向うは砂馬場、こちらは芝の馬場というようなことがあって、決して私は強弁するわけではありませんが、従来も私の知る限りにおいては、イギリスのサラブレッドの雌の馬を持ってきて、こちらの競馬に出で、それが今干葉県で種牡馬に使われておるというようなことを知つたものですから——そういうことでござります。

○村松委員長 芳賀貢君。

○芳賀委員 畜産局長にお伺いします。

○渡部(伍)政府委員 這是御承知の

ういう形で行われておりますか。たとえば最近の輸入馬はほとんど種馬といふ名目で輸入しておるわけですね。競走馬であっても種馬として入れておる。ですからそれらの最近の輸入馬な走馬であることを全然考へないで、わざと受けておるということになると、その目的が種馬でありますからして、そういう種馬を輸入した場合においては登録を必ず行わなければならぬといふことになると思うのであります。その取扱い、事務的な処理といふものは、これは当然完全に行われておると思ふのであります。その点をお尋ねしておるのであります。

○芳賀委員 これは御承知のうういふことは、これは當然完全に行われておると思ふのであります。その点をお尋ねしておるのであります。

○渡部(伍)政府委員 それで馬主が申請して登録協会で登録規定を設けておられます。それにもうういふことは、これは當然完全に行われておると思ふのであります。

○芳賀委員 そういたしますと、種馬で輸入したものは登録協会を通じて種馬に登録をする。競走馬が入った場合はこれは競走馬として登録をするわけですね。そういうことです。

○渡部(伍)政府委員 これは大だいまの登録の認定はいろいろの資格条件があります。それに合わせるために能力検定等が必要だ、こう考えております。

○芳賀委員 そういたしますと、種馬は輸入するものは、一切種馬だけしか認めおりません。従って種馬としての能力を十分に検定する必要があつて、一定期間出走せしめるといふことがあります。

○芳賀委員 それは競争馬の輸入できないうといふことははわかつておる、われわれも承知しております。それを取り扱う当局はお知りおるわけですね。自分

○芳賀委員 個々のごとはどうなるかわからないわけですね。ただ問題は、競馬以外の馬の輸入はできないといふことは明らかになつております。それ

○芳賀委員 私は何も今回の例とかなんとか特定の事案を掲げて聞いておらないのです。競争馬を輸入できないといふことは明確になつておる。馬を輸入する場合においては、いかなる場合においても競争馬が輸入されることは明らかになつております。それ

○芳賀委員 申請する場合の一定の手続、そういう

ものは明確になつておる。ですから種

馬を輸入せんとするもの、外割の申請をしようとするものはどういう法人か、あるいは個人は申請の適格者にならぬ。そういう目的で買付けければならない。そこで馬を輸入しなければならないが、これが忠実に寄与するような方法にこれが忠実に行われておるかどうかというところに問題がある。種馬をせつかく輸入して、一ヶ月もたたないであるいは問題馬として育成しなければならぬと思うわけですね。ところが本人の自由意思で、国内に入った以上は競走馬にして何にしてもかまわない。輸入はその一つの手段方法としてのみ種馬として扱つて、國內に入ってきた場合は、日本を踏んだ場合においては、すでにそれは競走馬でも何でも差しつかえない、登録はそういう仕組みになつております。

○芳賀委員 申請する場合の一定の手続、そういう

ことは、

臣個人としての河野一郎君の場合はどうしたとかあしたとかいうことを聞いておるのではない。わが国の馬産改

ういう申請が出ておらなかつた。おらないにもかかわらず、現実の事態はそのあなたの馬が輸入されているということなんです。この点は今までの答弁を聞いても、どうも了承することができないのです。あなたも申請をしておらないし、当局においても申請を受理しておらない。一体これはだれが手続をしてだれが購入して、そうして輸入を行なつたかというその点に對しては、現在あなたが馬の所有者ですから一番おわかりだと思いますが、その点に対しても明確な御答弁を願いたいのです。

○河野國務大臣　はなはだ不注意のようですが、事務を一々自分でやらぬものですから、その後何か問題があり、もしくは困難性があり、めんどうがあれば、そのときに聞いたことと思いますれば、そのとき開いたことと思いまがやつてくれたといふことで、自分ではそう思つておつたわけであります。

○芳賀委員　これは変じないです、本人が全然知らない。しかしだれか代理行為をやつたとすれば、その人がこれを手続をしたはずですね。だからそれらの点をあわせて御説明願わぬと、馬の持ち主であるあなたの自身があの馬はどうして入つてきたかわからぬといふのでは、だれが答える人があれば、この際明らかにしてもらいたい。

○河野國務大臣　次回までに調査をいたしまして、明瞭にお答弁をいたします。

○芳賀委員　河野さん、あなたの今の答弁は不遜じやないです。あなた自身がサブレットを二頭買つてきているのでしょ。それをことで全然わからぬ、だれが買つてきたか調査しなけ

ないにもかかわらず、現実の事態はそのあなたの馬が輸入されているということなんです。この点は今までの答弁を聞いても、どうも了承することができないのです。あなたも申請をしておらないし、当局においても申請を受理しておらない。一体これはだれが手続をしてだれが購入して、そうして輸入を行なつたかというその点に對しては、現在あなたが馬の所有者ですから一番おわかりだと思いますが、その点に対しても明確な御答弁を願いたいのです。

○河野國務大臣　はなはだ不注意のよ

うですが、事務を一々自分でやらぬものですから、その後何か問題があり、もしくは困難性があり、めんどうがあれば、そのときに聞いたことと思いまがやつてくれたといふことで、自分ではそう思つておつたわけであります。

○芳賀委員　これは変じないです、本人が全然知らない。しかしだれか代理行為をやつたとすれば、その人がこれを手続をしたはずですね。だからそれらの点をあわせて御説明願わぬと、馬の持ち主であるあなたの自身があの馬はどうして入つてきたかわからぬといふのでは、だれが答える人があれば、この際明らかにしてもらいたいのです。

○河野國務大臣　次回までに調査をいたしまして、明瞭にお答弁をいたします。

○芳賀委員　河野さん、あなたの今の答弁は不遜じやないです。あなた自身がサブレットを二頭買つてきているのでしょ。それをことで全然わからぬ、だれが買つてきたか調査しなけ

ればわからぬといふのは変じないです。あなたはすでに競走馬として、経路で入つてきたかわからぬといふのです。

○河野國務大臣　決して私は不遜ではございません。間違うといけませんから、明確を期するために次回までによく経緯を調べてきてお答えすると申し上げたのであります。実は私の想像では、永田君の秘書が万事やつてくれた

と思いますけれども、それがどういう経路でどうなつてあるかといふことは、詳細に調べてお答えした方が明瞭になりますから、そこで次回までお待ちを願いたいと申し上げたのであります。

○芳賀委員　この点に對しては後刻委員長から農林大臣に對して、所有者の農林大臣がどういう経路で輸入されたかわからぬのでみずから調査されるそ

うですから、何日までこれが調査が終つて当委員会に明確に報告がなされるか、これはあとで委員長から確認してもらいたいと思ひます。

○日比野説明員　何度も申しまして恐縮でございますが、十方ドルの外貨割当をいたしますときには、種馬としてのサブレットの輸入については私ども通産省としては承知しなかつたわけ

と思つております。

○日比野説明員　何度も申しまして恐

縮でございますが、十方ドルの外貨割当をいたしますときには、種馬としてのサブレットの輸入については私ども通産省としては承知しなかつたわけ

と思つております。

○川俣委員　まだ質問があるのです

が、これは明日農林大臣が御出席になつたときにさらに残る質問を繼續

おると、農林大臣の意思によつてサラ

ブレットの輸入は行なれていない、農

林大臣は今まで全然タッチしておらぬ

よう答弁なんです。あなたの方で

は、農林大臣の代理者があるいはそれ

に類する者と話し合いとかで了解がで

りますが、このトロッター協会の輸入馬の中には混入されて輸入されたとい

うどとなるわけですか。それが適法であるとか、そういう口頭による話し合いかつたとかいうようなことを言っておられるわけですが、その経緯はどうなつておるのですが。その点は、事務当局としては業務上の問題ですから、もう少し明確に、正直に言え

ると思うのですが、いかがでしよう。

○河野國務大臣　私が申し上げます

が、私は次回と申し上げたのであつて、おそらく明日の委員会には出席でありますと私は思つておりますから、そのときにお答えするというつもりで申しますのであります。決して、いつまでと

は、事務当局としては業務上の問題で、いかなる理由におきまして公表し

なければならぬとお考ふになつておるかということが一点。

もう一点は、あなたが外貨割当の権限があるというふうに説明されました

が、管理法のどの点においてあなたが、以前もお考ふになつておられる

権限があるとお考ふになつておられる

か、以上三點について尋ねしたい。

○河野國務大臣　私が申し上げます

閣提出、参議院送付、家畜取引法案を議題といたし、審査に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○村松委員長 御異議なしと認めます。

まず本案の趣旨について説明を聽取

るわけありますが、本案は参議院において修正の上本院に送付されたものでありますので、参議院の修正部分につきましても、便宜上政府より提案

趣旨とあわせて説明を承わりたいと思

いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○村松委員長 御異議なしと認めます。

それでは政府の説明を求めます。大

石農林政務次官。

家畜取引法案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 家畜市場についての登録
(第三条・第十一条)

第三章 家畜市場についての規制
(第十二条・第十八条)

第四章 薬地家畜市場の再編整備
(第十九条・第二十六条)

第五章 雑則(第二十七条・第三十二条)

第六章 罰則(第三十三条・第三十七条规定)

附則 第一章 総則

(目的) 第一条 この法律は、家畜市場等における公正な家畜取引及び適正な価格形成を確保するためには、その規制並びに薬地家畜市場の再編整備を促進するために必

要な措置を定めることによつて、家畜の流通の円滑を図り、もつて畜産の振興に寄与することを目的とする。

家畜の売買又は交換をいう。

2 この法律において「家畜」

とは、牛、馬、めん羊、山羊及び豚をいう。

3 この法律において「家畜市場」とは、家畜取引のために開設される市場であつて、つなぎ場及び売場を設けて定期に又は継続して開場されるものをいう。

4 この法律において「薬地家畜市

場」とは、家畜が生産される地域内に設けられる家畜市場であつて、主として、当該地域内において、家畜を生産する農業者がその生産した家畜について行う家畜取引のために開設されるものをいう。

5 この法律において「登録」とは、

内に設けられる家畜市場であつて、主として、当該地域内において、家畜を生産する農業者がその生産した家畜について行う家畜取引のために開設されるものをいう。

6 この法律において「登録」とは、

内に設けられる家畜市場であつて、主として、当該地域内において、家畜を生産する農業者がその生産した家畜について行う家畜取引のために開設されるものをいう。

7 この法律において「登録」とは、

内に設けられる家畜市場であつて、主として、当該地域内において、家畜を生産する農業者がその生産した家畜について行う家畜取引のために開設されるものをいう。

8 この法律において「登録」とは、

内に設けられる家畜市場であつて、主として、当該地域内において、家畜を生産する農業者がその生産した家畜について行う家畜取引のために開設されるものをいう。

9 この法律において「登録」とは、

内に設けられる家畜市場であつて、主として、当該地域内において、家畜を生産する農業者がその生産した家畜について行う家畜取引のために開設されるものをいう。

10 この法律において「登録」とは、

内に設けられる家畜市場であつて、主として、当該地域内において、家畜を生産する農業者がその生産した家畜について行う家畜取引のために開設されるものをいう。

11 この法律において「登録」とは、

内に設けられる家畜市場であつて、主として、当該地域内において、家畜を生産する農業者がその生産した家畜について行う家畜取引のために開設されるものをいう。

12 この法律において「登録」とは、

内に設けられる家畜市場であつて、主として、当該地域内において、家畜を生産する農業者がその生産した家畜について行う家畜取引のために開設されるものをいう。

13 この法律において「登録」とは、

内に設けられる家畜市場であつて、主として、当該地域内において、家畜を生産する農業者がその生産した家畜について行う家畜取引のために開設されるものをいう。

14 この法律において「登録」とは、

内に設けられる家畜市場であつて、主として、当該地域内において、家畜を生産する農業者がその生産した家畜について行う家畜取引のために開設されるものをいう。

二 取り扱う家畜の種類

三 開場の期日及び時間

四 家畜取引の開始前及び終了後

五 家畜取引の方法

六 徴収する料金の種類及び金額

七 予納金に関する事項

八 代金及び交換差金の決済の方

九 家畜の受渡しの方法

十 仲立業者に関する事項

十一 違約の場合の処置

十二 その他農林省令で定める事項

(登録の基準)

第五条 都道府県知事は、第三条の登録の申請者が次の各号の一に該当するとき、又は業務規程がこの法律の規定に違反するときは、同条の登録をしてはならない。

一 第十八条の規定により登録が取り消された者で、その取消の日から二年を経過しないもの

二 家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第七条第二項第一号に掲げる場合に該当して同項の規定により免許が取り消された者で、その取消の日から二年を経過しないもの

三 この法律、家畜商法又は家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過し

四 法人で、当該業務を執行する役員のうちに前三号の一に該当する者があるもの

五 家畜市場を開設し、及び運営するのに必要な資力信用を有しない者

(登録簿)

第六条 第三条の登録は、家畜市場登録簿に次の各号に掲げる事項を記載して行るものとする。

一 登録を受ける者の氏名又は名称及び住所

二 登録を受ける者が法人である場合にあつては、その代表者及び登載して行うものとする。

三 登録を受ける者の氏名又は名称及び住所

四 登録年月日

五 業務規程

六 法人で、当該業務を執行する役員の氏名

七 登録証の交付等

八 登録年月日

九 登録証の交付等

一〇 登録証の交付等

一一 登録証の交付等

一二 登録証の交付等

一三 登録証の交付等

一四 登録証の交付等

一五 登録証の交付等

一六 登録証の交付等

一七 登録証の交付等

一八 登録証の交付等

一九 登録証の交付等

二〇 登録証の交付等

二一 登録証の交付等

二二 登録証の交付等

第九条 開設者は、第六条各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、農林省令で定める手続により、当該都道府県知事に、変更があつた事項及び変更の年月日を届け出るとともに、変更のあつた事項が登録証の記載事項に該当する場合にあつては、その書換交付を申請しなければならない。

10 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手続により、当該都道府県知事にその旨を届け出て、その再交付を申請しなければならない。

11 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手続により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

12 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手続により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

13 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手続により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

14 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手続により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

15 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手続により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

16 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手続により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

17 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手続により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

18 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手続により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

19 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手続により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

20 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手続により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

21 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手続により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

22 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手続により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

23 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手続により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

24 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手続により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

25 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手続により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

26 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手続により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

27 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手続により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

28 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

29 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

30 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

31 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

32 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

33 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

34 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

35 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

36 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

37 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

38 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

39 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

40 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

41 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

42 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

43 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

44 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

45 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

46 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

47 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

48 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

49 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

50 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

51 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

52 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

53 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

54 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

55 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

56 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

57 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

58 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

59 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

60 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

61 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

62 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

63 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

64 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

65 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

66 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

67 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

68 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

69 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

70 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

71 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

72 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

73 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

74 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

75 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

76 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

77 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

78 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

79 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

80 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

81 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

82 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

83 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手續により、当該都道府県

省令で定める事項を公表しなければならない。

2 開設者は、家畜市場の開場日に

おける毎日の家畜取引の頭数及び

価格を、農林省令で定めるところにより、その翌日までに公表しなければならない。

(獣医師による検査)

第十三条 開設者は、家畜市場の開場日には、当該家畜市場に獣医師

を配置し、家畜取引の当事者の要

求があるときは、いつでもその獣

医師に家畜が疾病にかかっている

かどうかの検査を行わなければならない。

(施設の基準)

第十四条 一年間に農林省令で定め

る日数以上開場する家畜市場にお

いては、開設者は、農林省令で定

める基準に適合する構造の施設を

設けなければならない。

(家畜の売買の方法)

第十五条 家畜市場において行う家

畜の売買については、せり売又は入札の方法によらなければならぬ。

家畜の売買を行う場合その他せり

売又は入札の方法によることが著

しく不適当と認められる場合であ

つて、開設者が農林省令で定める

手続により都道府県知事の許可を

受けた業務規程をもつて定めた場

合においては、この限りでない。

(代金等の決済)

第十六条 家畜市場において行う家

畜取引に係る売買代金又は交換差

金の決済は、当該家畜市場の業務

規程で定めるところにより、開設者を経てしなければならない。

2 前項の決済に関する事務は、開設者自ら行わなければならない。

(不正行為の禁止)

第十七条 家畜市場において家畜の

買入を行おうとする者は、家畜市

場における家畜のせり売又は入れ

つけなければならない。

(獣医師による検査)

第十三条 開設者は、家畜市場の開

場日には、当該家畜市場に獣医師

を配置し、家畜取引の当事者の要

求があるときは、いつでもその獣

医師に家畜が疾病にかかっている

かどうかの検査を行わなければならない。

(登録の取消等)

第十八条 都道府県知事は、開設者

が第五条第二号から第五号までの

一に該当するに至ったときは、第

二に該当するに至ったときは、第

三の登録を取り消さなければな

らない。

2 都道府県知事は、開設者が次の

各号の一に該当するときは、一年

以内の期間を定めて当該家畜市場

の開場の停止を命じ、又は第三条

の登録を取り消すことができる。

一 この法律、この法律に基く命

令又は業務規程に違反したとき。

二 特別の理由がなく第三条の登

録を受けてから一年以内に当該

家畜市場を開場しないとき。

第四章 産地家畜市場の再編

整備

(市場再編整備地域の指定)

第十九条 都道府県知事は、家畜が

生産される地域であつて、その区

域内に開設されている産地家畜市

場の数がその区域内における家畜

の生産状況及び取引状況からみて

過当であり、その区域における畜

産の振興を図るためにこれら

産地家畜市場の再編整備を行うこ

とが必要であると認められる一定

の区域を、当該産地家畜市場の開

設者からの申請に基いて、市場再

編整備地域として指定することが

できる。

前項の規定による指定は、その

区域が次に掲げる要件を備え、か

つ、次条第一項の市場再編整備計

画がその区域内における畜産の振

興と農業経営の安定の目的に照ら

して必要かつ適当で、その再編整

備の目標を達成する見込が確実で

あると認められる場合でなければ

ば、してはならない。

一 再編整備の目標

二 再編整備により存続し、又は

新設する産地家畜市場の名称及

び位置並びに存続の場合につ

ては開設者、新設の場合にあつ

てはその産地家畜市場に係る第

三条の登録を受けるべき者の氏

名又は名称及び住所

が該当するに至ったときは、第

二に該当するに至ったときは、第

三の登録を取り消すことができる。

一 この法律、この法律に基く命

令又は業務規程に違反したとき。

二 その区域内に開設されている

産地家畜市場の最近一年間にお

ける一市場当たりの家畜取引の頭

数が政令で定める最低基準に達

なつている産地家畜市場が開設

されていないこと。

四 再編整備により廃止する産地

家畜市場の名称及び位置、開設

者の氏名又は名称及び住所並び

に廃止の時期

五 再編整備により存続し、又は

新設する産地家畜市場の事業目

論見

六 再編整備により存続し、又は

新設する産地家畜市場の業務規

程案その他の業務運営の方法

七 その他の農林省令で定める事項

3 前項第四号の期間は、当該再編

整備の目標を達成するために必要な

最短の期間としなければならない。

4 産地家畜市場の開設者は、他の

産地家畜市場の開設者との間に第

一項の規定による協議がととのわ

り、同項の規定による指定を受け

ようとする区域内に開設されてい

る他のすべての産地家畜市場の開

設者と協議の上、その同意を得

て、当該区域に係る市場再編整備

計画を定め、これを申請書に添え

て都道府県知事に提出しなければ

ならない。

2 前項の市場再編整備計画には、

次に掲げる事項を記載しなければ

ならない。

一 再編整備の目標

二 再編整備により存続し、又は

新設する産地家畜市場の名称及

び位置並びに存続の場合につ

ては開設者、新設の場合にあつ

てはその産地家畜市場に係る第

三条の登録を受けるべき者の氏

名又は名称及び住所

に要する期間

五 再編整備により存続し、又は

新設する産地家畜市場の事業目

論見

六 再編整備により存続し、又は

新設する産地家畜市場の業務規

程案その他の業務運営の方法

七 その他の農林省令で定める事項

3 前項第四号の期間は、当該再編

整備の目標を達成するために必要な

最短の期間としなければならない。

3 前項の規定は、第一項の承認を

しようとする場合に準用する。

(指定の解除)

第二十三条 都道府県知事は、次の

各号の一に該当する場合には、市

場再編整備地域の指定を解除しな

ければならない。

一 市場再編整備計画に基づいて

整備地域の指定の解除の申請が

あつたとき。

二 市場再編整備地域に係る市場
再編整備計画に定められた再編
整備の目標が達成されたと
整備の目標を達成することがで
きないと認められるとき。

(指定等の告示)

第三十四条 第十九条第一項の規定
による指定及び前条の規定による
指定の解除は、告示をもつてしな
ければならない。

2 都道府県知事は、第十九条第一
項の規定による指定に係る前項の
告示をする際、あわせて当該市場
再編整備地域に係る市場再編整備
計画に定められた第二十条第二項
第一号から第四号までの事項を告
示しなければならない。

(開設等の制限)

第二十五条 都道府県知事は、前条

第一項の規定により第十九条第一
項の指定に係る告示をした場合に
おいて、前条第二項の規定により
あわせて告示した市場再編整備計
画に定められた第二十条第二項第
四号の期間（その期間につき前条
第三項の規定により変更の告示を
したときはその変更後の期間）内
に、当該市場再編整備地域の区域
内において産地家畜市場を開設し
ようとする者から第三条の登録の

申請があつたときは、当該市場再
編整備計画に基いて開設される場
合及び当該申請に係る産地家畜市
場が開設されるとしても当該市
場再編整備計画に定める再編整備の
目標を達成するため支障がないと
認められる場合を除き、その登

録を拒否しなければならない。

第二十六条 産地家畜市場の開設者
は、市場再編整備地域の区域内に

その産地家畜市場の位置を移転し
ようとするときは、農林省令で定
める手続により都道府県知事に申
請してその許可を受けなければな
らない。

2 前項の許可は、申請に係る産地
家畜市場の位置が当該市場再編整
備地域の区域内に移転してその運
営が行われるとしても当該市場再
編整備計画に定める再編整備の目
標を達成するため支障がないと
認められる場合でなければ、して
はならない。

(第五章 雜則)

3 都道府県知事は、前項の規定に
より告示した事項につき、第二十
二条第一項の規定による変更の承
認をしたときは、遅滞なく、当該
変更に係る事項を告示しなければ
ならない。

(臨時市場)

第二十七条 家畜取引のために臨時
に市場を開こうとする者は、開場

の日の三週間前までに、農林省令
で定める手続により、次に掲げる
事項を当該市場の所在地を管轄す
る都道府県知事に届け出なければ
ならない。

一 市場を開こうとする者の氏名
又は名称及び住所

二 市場の位置

三 取り扱う家畜の種類

四 開場の期日及び時間

五 家畜取引の方法

六 その他農林省令で定める事項

類その他必要な物件を検査させる
ことができる。

3 前項の規定により職員が立ち入
ることとは、その身分を不正証明書
を携帯し、関係者に提示しなけれ
ばならない。

4 第二項の規定による立入検査の
権限は、犯罪捜査のために認めら
れたものと解してはならない。

(異議の申立)

第三十条 この法律の規定による都
道府県知事の処分に對し不服があ
る者は、その処分のあつたことを
知つた日から三十日以内に、その
旨を記載した文書をもつて、都道
府県知事に異議の申立をすること
ができる。ただし、処分の日から
六十日を経過したときは、この限
りでない。

第三十一条 都道府県知事は、前条
の異議の申立を受理したときは、
異議の申立をした者に対し、相当
な期間をおいて予告をした上、公
開による聴聞を行わなければなら
ない。

第三十二条 都道府県知事は、前条
に規定する場合を含む）、
反して産地家畜市場の位置を移
転した者

第三十三条 次の各号の一に該當す
る者は、五万円以下の罰金に處す
る。

一 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

二 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

三 第二十九条又は第十四条の規定に
違反した者

四 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

五 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

六 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

七 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

八 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

九 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

十 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

十一 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

十二 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

十三 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

十四 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

十五 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

十六 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

十七 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

十八 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

十九 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

二十 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

二十一 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

二十二 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

第三十三条 次の各号の一に該當す
る者は、一年以下の懲役若しくは
十万円以下の罰金に處し、又はど
れを併科する。

一 第三条又は第十七条の規定に
違反した者

二 虚偽又は不正の事実に基いて
證拠を併科する。

三 第三条の登録を受けた者

四 第二十六条第一項の規定に違
反して産地家畜市場の位置を移
転した者

五 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

六 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

七 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

八 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

九 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

十 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

十一 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

十二 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

十三 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

十四 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

十五 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

十六 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

十七 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

十八 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

十九 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

二十 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

二十一 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

二十二 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

二十三 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

二十四 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

二十五 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

二十六 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

二十七 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

二十八 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

二十九 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

第三十三条 次の各号の一に該當す
る者は、一年以下の懲役若しくは
十萬円以下の罰金に處し、又はど
れを併科する。

一 第三条又は第十七条の規定に
違反した者

二 虚偽又は不正の事実に基いて
證拠を併科する。

三 第三条の登録を受けた者

四 第二十六条第一項の規定に違
反して産地家畜市場の位置を移
転した者

五 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

六 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

七 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

八 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

九 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

十 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

十一 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

十二 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

十三 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

十四 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

十五 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

十六 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

十七 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

十八 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

十九 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

二十 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

二十一 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

二十二 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

二十三 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

二十四 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

二十五 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

申請があつたときは、当該市場再
編整備計画に基いて開設される場
合及び当該申請に係る産地家畜市
場が開設されるとしても当該市
場再編整備計画に定める再編整備の
目標を達成するため支障がないと
認められる場合を除き、その登

録を拒否しなければならない。

第二十六条 産地家畜市場の開設者
は、市場再編整備地域の区域内に

その産地家畜市場の位置を移転し
ようとするときは、農林省令で定
める手續により都道府県知事に申
請してその許可を受けなければな
らない。

第二十七条 都道府県知事は、前条

第一項の規定により第十九条第一
項の指定に係る告示をした場合に
おいて、前条第二項の規定により
あわせて告示した市場再編整備計
画に定められた第二十条第二項第
四号の期間（その期間につき前条
第三項の規定により変更の告示を
したときはその変更後の期間）内
に、当該市場再編整備地域の区域
内において産地家畜市場を開設し
ようとする者から第三条の登録の

申請があつたときは、当該市場再
編整備計画に基いて開設される場
合及び当該申請に係る産地家畜市
場が開設されるとしても当該市
場再編整備計画に定める再編整備の
目標を達成するため支障がないと
認められる場合を除き、その登

録を拒否しなければならない。

第二十八条 産地家畜取引を業とする者
は、売買若しくは交換の契約（家
畜市場及び前条第一項の規定によ
る届出に係る市場における家畜取
引に係るもの）を除く。）に基いて牛
若しくは馬を引き渡す場合又は委
託契約に基いて買い入れ、若しく
は交換した牛若しくは馬をその委
託者に引き渡す場合には、その家
畜につき、年齢、性別、価格その
他の農林省令で定める事項を記載し
て、その契約の相手方が家畜取引
を業とする者である場合は、その家
畜の引渡の際、その契約の相手方
に交付しなければならない。ただ
し、その契約の相手方が家畜取引
を業とする者である場合は、この
契約の状況に關し報告をさせること
ができる。

第二十九条 農林大臣又は都道府県知事は、前条

第一項の規定により第十九条第一
項の指定に係る告示をした場合に
おいて、前条第二項の規定により
あわせて告示した市場再編整備計
画に定められた第二十条第二項第
四号の期間（その期間につき前条
第三項の規定により変更の告示を
したときはその変更後の期間）内
に、当該市場再編整備地域の区域
内において産地家畜市場を開設し
ようとする者から第三条の登録の

申請があつたときは、当該市場再
編整備計画に基いて開設される場
合及び当該申請に係る産地家畜市
場が開設されるとしても当該市
場再編整備計画に定める再編整備の
目標を達成するため支障がないと
認められる場合を除き、その登

録を拒否しなければならない。

第三十条 都道府県知事は、前条

第一項の規定により第十九条第一
項の指定に係る告示をした場合に
おいて、前条第二項の規定により
あわせて告示した市場再編整備計
画に定められた第二十条第二項第
四号の期間（その期間につき前条
第三項の規定により変更の告示を
したときはその変更後の期間）内
に、当該市場再編整備地域の区域
内において産地家畜市場を開設し
ようとする者から第三条の登録の

申請があつたときは、当該市場再
編整備計画に基いて開設される場
合及び当該申請に係る産地家畜市
場が開設されるとしても当該市
場再編整備計画に定める再編整備の
目標を達成するため支障がないと
認められる場合を除き、その登

録を拒否しなければならない。

第三十一条 都道府県知事は、前条

第一項の規定により第十九条第一
項の指定に係る告示をした場合に
おいて、前条第二項の規定により
あわせて告示した市場再編整備計
画に定められた第二十条第二項第
四号の期間（その期間につき前条
第三項の規定により変更の告示を
したときはその変更後の期間）内
に、当該市場再編整備地域の区域
内において産地家畜市場を開設し
ようとする者から第三条の登録の

申請があつたときは、当該市場再
編整備計画に基いて開設される場
合及び当該申請に係る産地家畜市
場が開設されるとしても当該市
場再編整備計画に定める再編整備の
目標を達成するため支障がないと
認められる場合を除き、その登

録を拒否しなければならない。

第三十二条 都道府県知事は、前条

第一項の規定により第十九条第一
項の指定に係る告示をした場合に
おいて、前条第二項の規定により
あわせて告示した市場再編整備計
画に定められた第二十条第二項第
四号の期間（その期間につき前条
第三項の規定により変更の告示を
したときはその変更後の期間）内
に、当該市場再編整備地域の区域
内において産地家畜市場を開設し
ようとする者から第三条の登録の

申請があつたときは、当該市場再
編整備計画に基いて開設される場
合及び当該申請に係る産地家畜市
場が開設されるとしても当該市
場再編整備計画に定める再編整備の
目標を達成するため支障がないと
認められる場合を除き、その登

録を拒否しなければならない。

第三十三条 次の各号の一に該當す
る者は、一年以下の懲役若しくは
十萬円以下の罰金に處し、又はど
れを併科する。

一 第三条の登録を受けた者

二 虚偽又は不正の事実に基いて
證拠を併科する。

三 第二十六条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

四 第二十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

五 第二十八条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

六 第二十九条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

七 第三十一条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

八 第三十二条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

九 第三十三条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

十 第三十四条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

十一 第三十五条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

十二 第三十六条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

十三 第三十七条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

十四 第三十八条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

十五 第三十九条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

十六 第四十一条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

十七 第四十二条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

十八 第四十三条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚偽の届出
をした者

十九 第四十四条第一項の規定によ
る届出をせず、又は虚

これに伴い登録の基準等につき必要な規定を設けたのであります。

第二に家畜市場についての規制であります。登録された家畜市場における家畜取引を、公正かつ安全に行わしめるため、家畜市場の施設・取引の方針、代金決済の方法等について所要の規制を加えることとしたのであります。

録を与えないこととする、二、禁固以上の刑に処せられた者、その他家畜商法、家畜伝染病予防法または家畜取引法の違反者で、刑余年を経過しない者は、家畜商免許の欠格事由とし、その免許を取り消すこととするの二点であり、その他にこれに伴う経過規定等の修正が行われたのでござります。

この修正点は、中央卸売市場における卸売人、商品取引所における会員及び証券取引所における会員等につれて

○村松委員長 質疑は次会にこれを行
等の業界におきましても要望のある点を考慮して、これにならうという趣旨でござります。

開拓者の自立的な協議がととのった場合には、都道府県知事が地域を指定し、市場の再編整備を行ふ一定期間は、その地域内において類似市場の開設を制限して、健全な産地家畜市場の発達を期そうとするものであります。このほか、家畜市場外における家畜取引につきましては、家畜取引業者は一定事項を記載した書類を取り引の相手方である農業者等に交付させることを義務づけることによって、家畜の流通

の円滑化と取引の公正化をはがつた次第であります。

修正の主要な点は、一、家畜市場の登録基準として、禁固以上の刑に処せられ、刑余二年を経過しない者には登録院におきまして修正の点がありますので、かわって御説明申し上げます。

四条の五」に改める。第三条第二号へ中「水産倉庫」の下に「、野積場」を加える。
第五条第二項に後段として次のよう

○村松委員長 次に去る三月十二日付
託になりました内閣提出、参議院送付
漁港法の一部を改正する法律案を議題
いたし、審査に入りたいと存じます
が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村松委員長 御異議なしと認め、ま
ず本案の趣旨について政府の説明を求
めます。大石農林政務次官。

漁港法の一部を改正する法律案
漁港法の一部を改正する法律
漁港法（昭和二十五年法律第二百三
十七号）の一部を次のように改正
する。

第二十四条の四第一号中「又は停止の許可を受けたとき」を「若しくは停止の許可を受けたとき」又は同条第三項の規定による届出をしたとき」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(国)の施行する漁港修築事業によって生じた土地等の管理及び処理は停止の許可を受けたとき、又は同条第三項の規定による届出をしたとき

第二十四条の五 国が施行する漁港修築事業によつて生じた土地又は工作物は、農林大臣が政令で定め

で農林省令で定める基準に適合するものについては、この限りでない。第二十二条第二項ただし書中「及び輕微な事項である場合」を削り、同条に次の一項を加える。

3 国以外の漁港修築事業の施行者は、漁港修築計画につき第一項但書に規定する輕微な変更をしたときは、遲滞なく当該変更に係る事項を農林大臣に届け出なければならぬ。

北の豊富な水産資源を活用する形で、内陸部の開拓と並行して、漁業生産の活性化を図るため、政府は、昭和二十五年三月に「水産業振興法」を制定した。この法律によると、水産業協同組合は、漁業生産の活性化を図るため、内陸部の開拓と並行して、漁業生産の活性化を図るため、政府は、昭和二十五年三月に「水産業振興法」を制定した。

五項を削り、同条第六項中「第四項各号」を「前項各号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とする。

第三十三条 削除

第三十四条の見出し中「漁港管理

2 漁港管理規程においては、政令
若しくは「漁港管理規程の」に
改め、同条第二項を次のよう改
める。

で定めるところにより、当該漁港管理者の管理する漁港施設の維持、保全及び運営その他当該漁港の維持管理に關し必要な事項を定めるものとする。

第三十四条第三項中「漁港管理計画及び」を削り、同条第四項中「模範漁港管理計画及び」を削る。

第三十六条の次に次の一条を加える。

第三十六条の二 漁港管理者は、そ
の管理する漁港について、漁港台
帳を調製しなければならない。
2 漁港台帳に関する事項は、
農林省令で定める。

漁管理計画若しくは」を削り、同条
第三項中「第一項」を「前項」に改
める。

下に「又は第二種漁港」を加える。

第一項」の下に「又は第三項」を加える。

附
則

との法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、第三十五条及び第二十八条第二項の改正規定は、昭和三十二年一月一日から施行する。

○大石(武)政府委員　ただいま上程せられたました漁港法の一部を改正する法律の提案の理由を御説明申し上げます。

これに従い漁港修築事業の施行を推進いたしておりますとともに、漁港管理者の指定等により、漁港の維持管理の適正化をはかります等、本法の運用によりまして着々と漁港整備の実をあげ、わが国水産業の発展に大いに寄与しているものであります。

しかしながら、五カ年間にわたる本法施行の経過にかんがみまして、本法に規定する手続中、簡素化して差しつかえないものはこれを整理いたしますとともに、漁港整備の進捗に伴い二、

三の規定を設けて本法の充実をはかり、また漁港の実情に則して多少現行制度を改正する措置を講じますが、今後の漁港行政の一そう円滑なる運営を期するやえんと存じまして、この際漁港法の一部を改正することとし、本法律案を提案いたした次第であります。以下、この法律案の内容について、概略御説明申し上げます。

第一に、手続の簡素化に関する改正規定であります。その一は、漁港の指定の内容の軽微な変更については、漁港審議会の議を要しないものとし、その二は、漁港修築計画の軽微な変更については、農林大臣に対する事前許可制度を届出制とし、その三は、漁港管理者が定めることとなつてゐる漁港管理計画及び漁港管理規程は、これを統合して漁港管理規程とし、その四是、従来の第一種漁港に加えて新たに第二種漁港においても、その区域内の公有水面の埋め立ての免許については、農林大臣の認可を要しないものといたしました。これらはいずれもその手続を簡素にいたすことにより、事務の一そりの円滑化を期したものであります。なおこれらとあわせて、従来明文を欠いておりました漁港整備計画の変更の手続は、その制定の手続に準すべきものといたしました。

第二に、新設の規定といたしましては、その一は、昭和二十七年以降実施しております國の直轄漁港修築事業のうち、完成を見るものもありますので、これによって生じた土地または工作物に関する規定を設けることとし、これらは農林大臣において管理、処分を行い、そのうち漁港施設については、漁港管理者に管理を委託することがで

きるものとし、これらの国有施設を、漁港管理者がみずから施設とあわせて一体的に維持管理を行うことにより、漁港の運営に遺憾なからしめようとするものであります。その二は、漁港管理者において漁港台帳を調製せしめることとし、これによって漁港の現況を當時明確に把握し、適正な漁港管理の基礎といたしたい所存であります。

第三に、現行制度の改正に関する規定をいたしましては、その一は、漁港管理者が、漁港の管理につき種々の公法上の規制を行う権能が与えられることにかんがみ、漁港管理者となることができるものは地方公共団体のみといたしました。これによって漁港管理権の性格を一そく明確にし、今後の漁港管理の適正を期します上に望ましいものと存じます。その二は、漁港管理制度であります。漁港運営の実態にかんがみまして、その利用範囲が全国的にわたって重要である第三種漁港については、従来通り義務設置とし、その他の漁港については、これを任意設置といたしますことが適当と考えられ、そのように改正しようとするものであります。その三は、漁港の機能施設のうちで野積場を加え、これを漁港管理の対象としようとするものでござります。

このほか、これららの改正に応じまして所要の関係条文の整理を行なつております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○村松委員長 次に、森林開発公団法案を議題といたし、審査を進めます。
質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次これを許します。川俣清音君。

○川俣委員 森林開発公団法について二点お尋ねいたしたいと存じます。

第一点は、未開発資源でありまする残された資源として森林を開発して、国民経済の上に大きな寄与をしたいといふねらいであるわけであります。この資金源について、果して可能な資金源を確保されておるかどうかという点なんですね。説明によりますと、余剰農産物資金通特別会計から一年間に十億ずつ、三年間に三十億を資金源としておるようですが、余剰農産物を受け入れる儀性といふもののがかなり大きな儀性を日本の農民が払つておるわけなんです。従いましてこうしたことが日本農村経済に及ぼす影響が非常に大きいから、すみやかに余剰農産物の受け入れなどは、これを拒否すべきだといふような国内態勢が生れてくれるのじゃないかというところに問題点があるわけであります。そうすると資金源をこの困難な特別会計に求めておられるわけですが、果して見通しあるのかないのか、この点についてお尋ね申し上げます。

○大石(武)政府委員 お答えいたします。川俣委員の御質問はごもっともなことでござります。私どもいたしましたが、当面のとの三年間の資金は余

農産物見返り円資金をもつてまかなうことといたして三十億を計上いたし、一応その計画を立てておるわけでござります。しかし果しておっしゃる通り、今後長い年月にわたってこの余剰農産物の見返り円資金が使えるかどうかという点は疑問でございます。従いまして一応この法案も三年間で一段階を終ることにいたしまして、とりあえずそれで相当の開発を進めることにいたしております。しかしちゃかの道を必ず講じてこの計画を貫徹いたしたいと思う次第でござります。

それからもう一つ、余剰農産物を日本に持ってくるということは、日本の農民に犠牲をしいるのではないかといふ御質問でございますが、でき得る限り犠牲を与えないよう、ある程度の犠牲を与えるならばそれ以上にプラスがあるようだということを心がけまして、ぜひとも農民の犠牲において、農民の負担において余剰農産物の受け入れが行われないよう、一生懸命努力いたす所存でござります。

...and the world will be at peace.

卷之三

○村松委員長 次に、森林開発公団法案を議題といたし、審査を進めます。

剥農産物見返り円資金をもつてまなか
うこといたして三十億を計上いた
し、一筋その計画を立てておるわけで
ござります。しかし果しておっしゃる

10 of 10

分考えていきませんと、問題は地元の負担金の徴収にも影響する問題でござります。従いましてこの経営が成り立つてしまつたないかといふ岐路にあるのでござります。途中で危ないといふことがあります。それでやはりある程度の見通しは、特別会計から入れない場合においては、別な会計からでもその計画の三年計画、四年計画だけは少くとも実施するといふことが明瞭になつてとなりと、この公債方式による開発といふものが効果がないといふことになるので、この点をもう少し明瞭にしていただきたいと思ひます。

○大石(武)政府委員　おっしゃる通りでござります。それで私どもいたしましても、何とかしてこの資金を確保いたしまして、事業の完成をはかりたいと念願しております。三年間に三十億の見返り円資金を予定いたしておりますが、もし三十二年度あるいは三十三年度以降に、そのような資金が望めないといたしますれば、三十二年度においては二十億を少くとも見返り円資金として確保いたしまして、三年間で三十億の資金で一応の計画を立てたいと考えております。なおそのあたりにつまでは、何とかできるだけあらゆる努力をいたしまして、その資金の獲得に努めたい所存でございます。

○川俣委員　次に第二点でお尋ねいたしましたが、この計画の基本になつております開発についての地元負担金並びに県の負担金と申しますか、事業費の負担区分でござります。これは一般的に林道にいたしましてあるいは造林に

いたしましても、從來の公共事業費負担区分が異なつておるわけでありません。なぜ一体こう異ならなければなりませんかといふことに於いて、今後釐定が生じて参りますと、この公團方式によるところの事業成績が上らない結果になると思う。そこで何ゆえに負担区分が異なるなければならないか。この点の説明が明らかにされなければなりません。それは政務次官ではちょっと無理だろうから、長官からお聞きしたい。

ものにつきましては國の負担が五割、県の負担が一割、受益者の負担が四割、ということでおあります。

ところで、どういったような森林を対象にいたしまして開発いたします場合の大体の対象となる森林の内容でござりますが、これは全体の開発森林の中で用材林が六割、薪炭林が四割、用材林の中におきましても、針葉樹林が五割五分以上、従いまして広葉樹林が四割五分以下、こういったものが奥地林開発の場合、一応の対象林分の基準といたしておる數字でございます。そこで、今度対象になります二つの地域の問題でございますが、これらの林は御承知のよう、開発の対象になり得る面積が一般の奥地林開発の場合に比べまして非常に大きいのでござります。と同時に森林の内容が非常に高いのでござります。すなわち用材林の場合をおきまして七割、その中でしかも針葉樹は六割五分以上占めておる。こういったように非常に内容の高い森林に相なつておるのでござります。従いまして現実に受益者の負担し得る能力といふものが、一般の公共事業の場合に比べて非常に高いといったような特殊な事情がここにあるわけでありまして、従いまして私どもいたしましては、この開発事業の経済効果と同時に、受益者の付帶的な負担能力といつたようなことを詳細に検討いたしまして、そうしてどの受益の率といふものをきめて参る、こういうことをいたしました関係上、一般的の公共事業の場合に比べまして、受益の区分がいささか違つて参つておる、こういうことでござります。

の公共事業費というものは、いわゆる
公益性の富んだ地帯が選ばれる。しか
もそれが一般の予算の上からいろいろな
制限を受けて、開発とはいひながら
遅々として進まない現状において、量
も経済効果のある地域に集中して資金を
をつぎ込むのであるから、最も経済効
果の早く上がるような地帯を選んだめ
に、一般的の公共事業費よりも負担率が
高くなつておる、こう理解してよろ
いのです。

○石谷政府委員 受益者の負担は、必
ずしもこの場合に高くなつてゐるとい
うわけじゃございません。

○川俣委員 そういたしますと、こと
で問題があります。いわゆる今までの
造林事業については五分五取制度を
とつてゐる。それとの比較において必ず
しも負担が軽いとは言われないと認
うのです。あなたが今軽いと言われた
のは、おそらくどういう経済効果が早
く上つて、総体的には負担が軽くなる
こういう意味ならば理解ができますけ
れども、負担区分が軽いといふことに
なると、非常に誤解が生ずるのではないか
か。経済効果を総体的にならみ合せ
て割合に負担が軽い、こういうことと
じゃないんですか。これを誤りのない
ようにしてもらいたい。

○石谷政府委員 ただいまのような意
味合ひのこととござります。

○中村(時)委員 ちょっと政務次官だ
お尋ねするのですが、先ほどあなたは
六ヵ年計画において、大体六十億円を
想定しておった。それが現在の見返り
金の問題から関連いたしまして、三ヵ
年にして三十億円をこれに當てはめ
る、そうして一年間に十億円ずつを利
用していきたいんだ、このようにおつ

しゃつていた。来年、再来年の開拓度においても何とかして二十億円を保したい。見返り資金のワクというのは、一概されておるわけですが、あるいはそれ以上に幅がとれるかどうか知りませんけれども、それは今後における政治的折衝である。ところが農省から出されておる森林開発公団法の参考資料の中において、その九十九ページには、ちゃんと公団の收支表いうものが出ておるわけです。それで見てみますと、第一年度において十億円、第二年度において二十億円、以降三年からずっと十七年度まで考えて、そのうちでおもな収入は、六年半まで、すなわち二年度から六年度までの間には、一般にいわれておる奥地開発の補助金をこれに当てはめようとしている考え方に基いて、計画が立案されているのです。そうすると、あなたがおっしゃったように、見返り資金の三十億円をとってくるとか、そういうことはただつけ足りであって、その場でせきの言葉だと思うのです。少くともちゃんとどこに出ておる。そういう率な言葉の表現をしてもらいたくなかったい。やるなればやるとちゃんとほつきり認識した上において、あなたの行動をとつてもらいたい。あなたはどう考えているか、そのお答えをいただきたい。

していく場合には、約五十億円くらいの資金量が必要である。どういうように考えられるのであります。ただいまお話をようだ。やはり何といいましても資金の確保見通しとすることが一番重大な問題であります。三十一年度におきましては、ともかくにも十億円だけこの事業に使えることに相成っておりますが、三十二年度以降につきましては、実は確たる資金見通しというものは何とも申し上げられぬ事情があるわけでございますが、一応三十二年度はこの余剰農産物の円資金につきましては期待である。こういうことを前提といたしまして、それで三十二年度でかりに打ち切られるという場合におきましては、ぜひとも二十億だけをこの事業のために継続して確保していきたい。そこで三年間にわたりまして三十億の資金の確保ができるとすれば、基本的な面だけの開発は一応これでき上がる。そうしてそのときの状況に立ち至りまして、さらに資金の確保見通し等が立ちますような場合におきましては、完全開発のところまで進みたい。こういうような考え方を持っておるわけであります。

よりますと奥地開発の問題等により上り上げることが第一点、県単位で取り上げることが第二点、一般で取り上げることが第三点、この三つを総括されて四十五億円という数字を大体基本上に出していくつもりです。だから県単位で資金としての六ヵ年というひとは、必ずしも六ヵ年で六十億円といふ膨大なる考え方を持っていますから、そのあたりもおつたかということをはつきりしてもらいたい。

一応の区切点は区切点として、そういう別な推察を入れてくるならば、いろいろな問題が発展してくるわけです。この点の整理をあなたの頭の中に置いておいていただきたい。これは御忠告でござります。いずれ詳しいことはあとにいたしたいと思ひます。

○村松委員長 本案に対する質疑は明日にいたしますといたしました。
本日はこれにて散会いたします。

午後三時九分散会

第二十二号中正課

第六十五条第一項中「及び中央森林審議会」を、中央鳥獣保護審議会に、「及び森林法」を、「森林法及び有益鳥獣の保護増殖及び狩獵の適正化等に関する特別措置法」に改める。

昭和三十一年四月六日印刷

昭和三十一年四月七日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局